

第5期士別市地域福祉計画（案）の概要

1 計画策定の趣旨

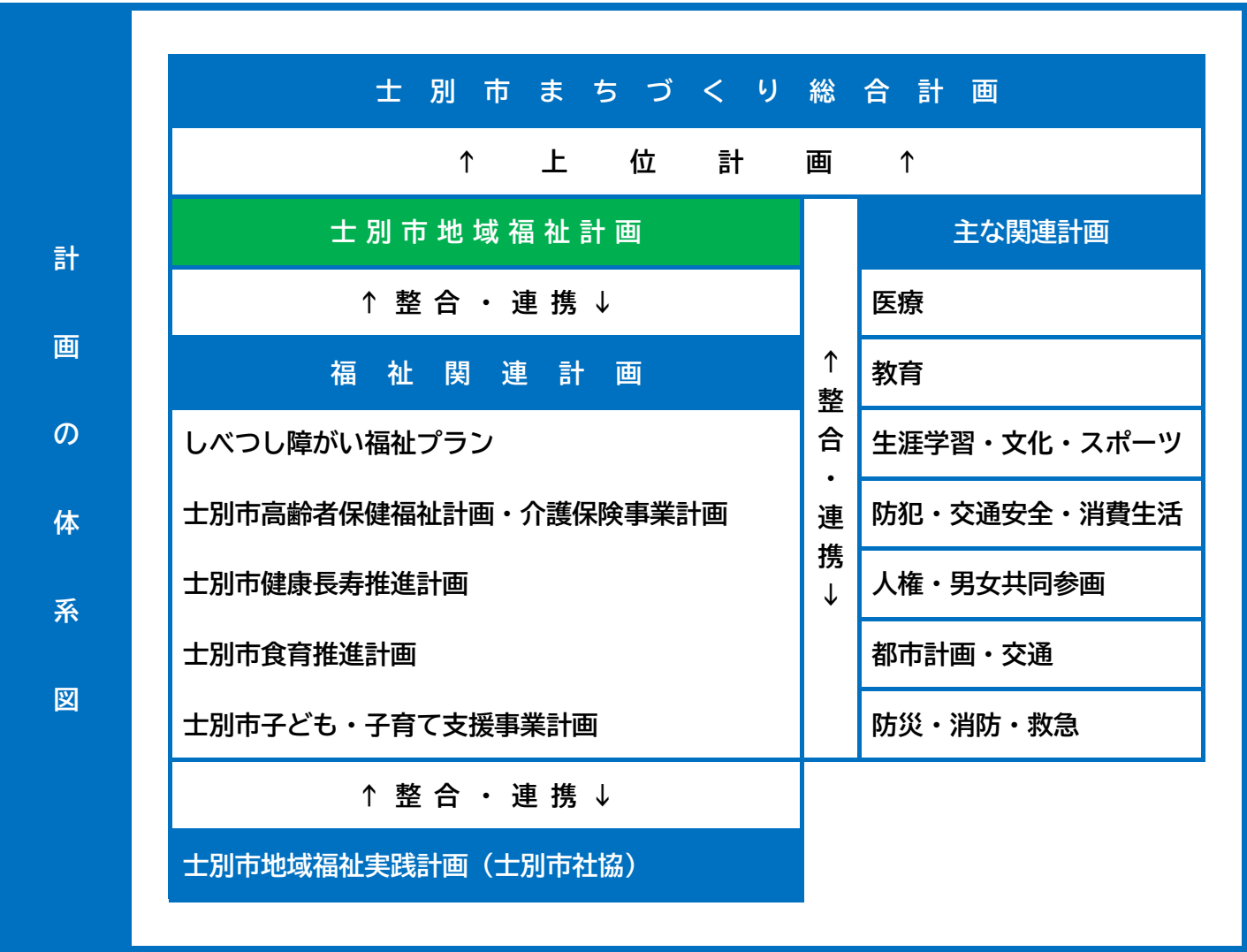
士別市は、平成15（2003）年3月に、「士別市福祉のまちづくり条例」を制定し、すべての人々が安心して快適に暮らし、自由に社会参加ができるよう、福祉のまちづくりの推進に努めています。

少子高齢化や人口減少が進展する市町村では、その影響から高齢者や障がい者等の支援を必要とする方の課題は複雑化し、その課題解決には、介護保険や障がい者支援、子ども・子育て支援など、各分野が横断的に対応し、市民や関係機関ともつながりながら地域社会全体を支えていくことが重要で、地域生活課題を明らかにし、その解決に向けた施策等を定め、支援体制を計画的に整備していく「地域福祉計画」は、大きな意義と役割を担っています。

市は、複雑化する地域生活課題の解決に取り組むべく、全ての市民が安心して心豊かに暮らすことのできる地域共生社会の実現をめざし「第5期士別市地域福祉計画」（以下「計画」という。）を策定します。

2 計画の位置づけ

この計画は、「社会福祉法第107条」にもとづく市町村地域福祉計画であり、士別市まちづくり総合計画を最上位計画に、高齢者、障がい者、児童等に関わる各個別計画の上位計画に位置づけるとともに、その他の関連計画との整合性と連携を図りながら、市民主体のまちづくりや幅広い市民の参加を基本として、市民の生活全般にわたる福祉向上を目標とし、今後の地域福祉推進の方向性を示すものです。



5 地域福祉の推進に関する事項への取り組み

高齢者、障がい者、児童、その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

【１】福祉以外の様々な分野との連携

- ・農福連携の推進

【２】各分野横断的に関係する者に対応できる体制

- ・生活困窮者への支援
- ・ケアラー・ヤングケアラーを支援するための取り組み
- ・孤独・孤立対策の推進
- ・ひきこもりの状態にある方への支援
- ・困難な問題を抱える女性への支援

【３】共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開

- ・横断的な福祉サービス等の展開

【４】居住に課題を抱える者への横断的な支援

- ・住まいの確保に配慮が必要な方への支援
- ・高齢者の居住安定に係る施策との連携

【５】就労に困難を抱える者への横断的な支援

- ・障がい者への就業支援

【６】自殺対策

- ・地域におけるネットワークの強化
- ・自殺対策を支える人材の育成
- ・市民への啓発と周知
- ・児童生徒の SOS の出し方に関する教育

【７】地域づくりの観点も踏まえた権利擁護

- ・中核機関及び協議会の整備・運営
- ・地域連携ネットワークの支援機能の段階的・計画的な整備
- ・地域連携ネットワークの機能を強化するための取り組みの推進
- ・市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進

【８】虐待への統一的な対応や支援

- ・高齢者虐待
- ・障がい者虐待
- ・児童虐待

【９】犯罪をした者等への社会復帰支援

- ・再犯防止の推進

【10】地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用

- ・生きがいつくりの支援

【11】全庁的な体制整備

- ・全庁的な体制整備

福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

【１】相談支援体制の整備

- ・高齢者への相談支援体制
- ・障がい者・児への相談支援体制
- ・子どもや妊産婦、子育て世帯への相談支援体制
- ・生活困窮者への相談支援体制

【２】利用者の権利擁護

- ・権利擁護の推進
- ・成年後見制度利用支援事業
- ・日常生活自立支援事業利用助成事業

【３】避難行動要支援者の把握及び日常的な見守り・支援の推進

- ・福祉パトロール
- ・生活支援サービス等の充実
- ・SOS ネットワーク
- ・徘徊高齢者搜索補助機器助成金交付事業
- ・避難共助計画の策定
- ・地域の目と声をください運動やわんわんパトロール

社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

【１】社会福祉法人の地域における公益的な取り組みの推進

- ・社会福祉法人の地域における公益的な取り組み

地域福祉に関する活動への住民参加の促進に関する事項

【１】地域住民、ボランティア団体、NPO 等の社会福祉活動への支援

- ・ボランティア活動の推進
- ・ノーマライゼーション事業の推進

【２】地域福祉を推進する人材の養成

- ・福祉人材の確保・定着
- ・意思疎通支援者等の養成
- ・民生委員児童委員活動の充実

包括的な支援体制の整備に関する事項

【１】住民が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備

- ・地域福祉に関する活動への支援
- ・地域住民等に対する研修の実施

【２】包括的な相談支援体制の構築

- ・包括的な相談支援体制の構築